

補助金不正受給事件に関する外部監査の結果をお知らせします

平成28年1月13日に4人の逮捕者を出した、離島流通効率化事業補助金不正受給事件（以下「補助金不正受給事件」。詳細は下記※を参照）では、加害者による補助金の水増し請求により、佐渡市は大きな損害を被りました。そのため、市では、昨年7月、あらためてこの補助金不正受給事件について、弁護士を外部監査人とする外部監査を行うことにしました。

この外部監査は、補助金不正受給事件の分析を行い、本来あるべき補助金交付事務のあり方およびその汎用規準について提言を求めるものであり、このたび、その報告書が提出されました。

報告書では、一連の補助金不正受給事件の内部手続等に係る問題点が指摘され、事務処理上の問題や補助金行政に係る市の運用・体質に関する問題点も指摘されています。

今後は、この報告書で指摘された補助金交付事務に係る問題点について、あらためて市の内部ルールを定め、事務の適正化を図るとともに、行政の透明性を推進するために、さらなる情報公開に努めます。

報告の詳細は、市ホームページ（<https://www.city.sado.nigata.jp>）に掲載していますが、市役所本庁、各支所・行政サービスセンターでも閲覧できますので、ご覧ください。（各支所・行政サービスセンターは3月末まで）

【指摘された主な問題点】

○事業主体選定における問題

市が当該補助事業の実施を決定してから、わずか半月程度でその事業者を内定している。本来、事業者選定においては、複数の候補者の中から選定すべきところ、特定の事業者ありきで事業主体の選定が進められてきたと言わざるを得ない。

その結果として、事業継続に係る事業者の資金面に対する調査も不十分となった。

○見積書・領収書のチェックに関する問題

該当3社の見積書が出そろう前に請負業者を決定し、工事を進行させていたことを市が黙認していた。

提出された3社の見積書は、帳尻合わせのために作られた無意味なものであり、見積書により事業の適正さを判断することなど不可能である。

○財産処分（譲渡）に係る問題

本来、複数の候補者を挙げ、慎重な審査をした上で譲受業者を選定し

なければならぬところ、譲受業者としての適性を十分に審査せず、特定業者ありきで、承継手続きが進められた。

○事務処理上の諸問題

多くの関係書類で日付をさかのぼらせていた。実態と異なる日付の記載を容認することは、厳正な審査が必要となる場面でのほころびを生じさせるきっかけともなり得るものであり、避けるべきである。

○運用・体質の問題

今回の事案では、血税を原資とした補助事業であることの認識が不足したままでその運用がされたことが伺える。国の補助金を引当てにしているとはいえ、補助事業によりもたらされる効用に至る青写真（ビジョン）を十分に描けない中で、いわゆる見切り発車的に手続きを進めたことは重大な問題だ。

また、職員には、上司の指示に従い処理することを是とする体質がある。前市長の指示や影響力により、スケジュールの厳しい中手続等を進めざるを得ない事態が多く存在していた。現場の職員は、無理なスケジュールであっても、前市長の指示を受けそのまま進めていた。

こうした体質は、今後もこのような問題を引き起こす要因ともなりか

ねず、是正すべきである。

※離島流通効率化事業（水産物加工施設整備事業）

衛生的な水産施設および設備を整備し離島流通コストの低減を図りながら、高い付加価値を付けた加工品を生産販売することで雇用促進等を行い、産業の振興につなげることを目的とする国の補助事業（市も一部上乗せて補助したもの）において、この補助対象者である株式会社ビックファイッシャー（当時本社は長野市）が事業費を水増しし、補助金を不正に受給した刑事事件です。

市から株式会社ビックファイッシャーに不正に支給された補助金は、3,049万5千円に及びますが、市ではすでに全額の被害弁償を受けています。

お問い合わせ

外部監査報告書に関すること

市役所総務課 法規係
☎ 63-3111

報告書の閲覧に関すること
市監査委員事務局

☎ 63-3112